令和6年度 貨物事業適正化推進委員会

9日(木) 塩釜支部 (金) 仙台支部 栗原支部 15日(水) 仙南支部 (金) 気仙沼支部 (水) 大崎支部 1月22日 登米本吉支部 1月23日 石巻支部

1月24日(金)

2025年1月

公益社団法人 **□□□ 宮城県トラック協会**

適正化事業部

目 次

- 1. 巡回指導の重点項目について ・・・P 1~13
- 2. 改善基準告示の改正について ・・・P14~21
- 3. 関係法令の改正について ・・・P22~23
- 4. 各種「点呼」方法について · · · P 2 4 ~ 2 9
- 5. その他 · · · P 3 0 ~ 3 6



巡回指導とは?

よく言われますが、、、<u>監査</u>ではありません! あくまでも<u>指導</u>です!

- ・監査 → 行政(運輸支局等)が実施 無通告、違反があれば行政処分あり
- ・巡回指導→ トラック協会の適正化指導員が実施 事前に通知、指導及びアドバイス

しかし、あまり違反事項が多いと、、、それを きっかけに本当の監査となりかねません!



総合評価判定基準

38項目を調査して「対象になった項目」の

「適」の割合でA~Eの5段階で評価!

A:90%以上

B:80%以上90%未満

C:70%以上80%未満

D:60%以上70%未満

E:60%未満

要注意

※重点指導項目が「否」の場合ワンランクダウン

例えば、、、

A社の巡回指導を実施して「適」が28件、「否」が5件、該当なしが5件の場合

「適」÷(「適」+「否」)=28÷33=84.8%

評価「B」だ! (^^)/と思っていると、、、

重点指導項目が「否」の場合、ワンランクダウンなので、

結果的に評価「C」に、、、(-_-)



支部別巡回指導総合評価(令和6年4月~11月)

支	部	Α	В	С	D	E	その他	計
	台	144	43	8	1	0	12	208
仙	Ħ	69.2%	20.7%	3.8%	0.5%		5.8%	100.0%
仙	南	48	24	5	1	0	3	81
114	刊	59.3%	29.6%	6.2%	1.2%		3.7%	100.0%
石	巻	17	6	3	0	0	7	33
12	2	51.5%	18.2%	9.1%			21.2%	100.0%
大	崎	23	11	1	1	1	4	41
	MeJ	56.1%	26.8%	2.4%	2.4%	2.4%	9.8%	100.0%
登米	*=	9	2	0	0	0	3	14
豆木	平口	64.3%	14.3%				21.4%	100.0%
塩	釜	31	6	0	1	1	1	40
-	317	77.5%	15.0%		2.5%	2.5%	2.5%	100.0%
栗	原	8	4	1	0	0	3	16
*	冰	50.0%	25.0%	6.3%			18.8%	100.0%
気仙	lı 322	9	7	0	0	0	3	19
×6 14	4 <i>/</i> D	47.4%	36.8%				15.8%	100.0%
= -	+	289	103	18	4	2	36	452
Ō	1	63.9%	22.8%	4.0%	0.9%	0.4%	8.0%	100.0%

重点指導項目

- 1. 運行管理者が選任され、届出されているか ※選任された運行管理者が全くいない→運輸支局速報
- 2. 過労防止(改善基準告示に則った運行)
- 3. 点呼の実施、記録、保存 ※点呼を全くしていない

- →運輸支局速報
- 4. 乗務員の指導監督(1366号)
- 特定の運転者に対する特別指導(初任、適齢、
- 特定の運転者に対する適性診断(初任、適齢、特定)
- 7. 整備管理者が選任され、届出されているか ※選任された整備管理者が全くいない→運輸支局速報
- 8. 定期点検の実施、記録簿の保存(3、12カ月) ※定期点検を全くしていない →運輸支局速報
- 9. 健康診断(雇入れ、定期)の実施、保存

⊑簿 宮城県トラック協会



速やか

通

報

速報事案

点呼を全く行っていない

- ①点呼の実施記録が全く保存されていない
- ②点呼の実施記録に関わる帳簿に記録が全くされていない

運行管理者・整備管理者が全くいない

- ※資格者がいても届出がされていない場合は、速報対象
 - ①選任されている運行管理者が全くいない
 - ②選任されている整備管理者が全くいない

定期点検を全く行っていない

- ①定期点検整備記録簿が全く保存されていない
- ②定期点検整備記録簿に記録が全くされていない

令和5年 4月1日 より

3回続けてD・E評価の営業所は、 監査・処分の対象となります!

注意!

総合評価D又はEの判定を受けたら・・・・

速やかに全ての指摘事項を改善し、巡回指導実施日から3か月以内に 必ず改善結果報告書を地方実施機関に提出!



1. 巡回指導の重点項目について(調査結果)①



A. 事業計画等・帳票類の整備報告等

指導項目別調査結果

(過去3年間の4月~11月累計実績比較)

					令和(6年度			令和5	5年度		令和4年度			
区分	重点		調査項目	調査件数	「否」 件 数	「否」割 合 (%)	ワースト 10	調査件数	「否」 件 数	「否」割 合 (%)	ワースト 10	調査件数	「否」 件 数	「否」割 合 (%)	ワースト 10
I.事業計画等		1.	主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか	451	4	0.9%		513	1	0.2%		514	1	0.2%	
		2.	営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか	451	9	2.0%		513	13	2.5%		514	13	2.5%	
		3.	動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか		6	1.3%		513	2	0.4%		514	1	0.2%	
		4.	5員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か		6	1.3%		513	4	0.8%		514	2	0.4%	
		5,	乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か	451	1	0.2%		513	1	0.2%		514	1	0.2%	
		6.	届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等)	211	1	0.5%		311	0	0.0%		237	0	0.0%	
		7.	自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか	416	0	0.0%		483	0	0.0%		474	0	0.0%	
		8.	名義貸し、事業の貸渡し等はないか	416	0	0.0%		483	0	0.0%		474	0	0.0%	
Ⅱ.帳票類の		1.	事故記録が適正に記録され、保存されているか	192	0	0.0%		217	0	0.0%		315	0	0.0%	
整備報告等		2.	自動車事故報告書を提出しているか	24	0	0.0%		22	1	4.5%		34	0	0.0%	
		3.	運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか	451	11	2.4%		512	12	2.3%		514	5	1.0%	
		4.	車両台帳が整備され、適正に記入等がされているか	451	2	0.4%		513	0	0.0%		514	0	0.0%	
		5.	事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか(本社巡回に限る)	225	14	6.2%	8	326	28	8.6%	8	270	15	5.6%	1

1. 巡回指導の重点項目について(調査結果)②

公益社団法人 国家城県トラック協会 MYXGI TRUCKING ASSOCIATION 適正化事業部

B. 運行管理等

					令和6	6年度			令和5	5年度		令和4年度			
区分	重点		調査項目	調査件数	「否」 件 数	「否」割 合 (%)	ワースト 10	調査件数	「否」 件 数	「否」割 合 (%)	ワースト 10	調査件数	「否」 件 数	「否」割 合 (%)	ワースト 10
Ⅲ.運行管理等		1.	運行管理規程が定められているか	451	0	0.0%		513	1	0.2%		513	0	0.0%	
	0	2.	運行管理者が選任され、届出されているか	416	5	1.2%		483	4	0.8%		480	2	0.4%	
		3.	運行管理者に所定の研修を受けさせているか	404	29	7.2%	5	471	43	9.1%	7	466	46	9.9%	⑤
			事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか	416	0	0.0%		483	3	0.6%		475	0	0.0%	
	0	5.	過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割が作成され、休 憩時間、睡眠のための時間が適正に管理されているか	452	28	6.2%	9	513	61	11.9%	6	521	70	13.4%	3
		6.	過積載による運送を行っていないか	416	0	0.0%		483	0	0.0%		475	0	0.0%	
	0	7.	点呼の実施及びその記録、保存は適正か	452	35	7.7%	4	515	69	13.4%	4	521	43	8.3%	6
		8.	乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か	452	3	0.7%		515	4	0.8%		521	4	0.8%	
		9.	運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か	391	2	0.5%		462	10	2.2%		464	2	0.4%	
		10.	運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か	123	5	4.1%		146	18	12.3%	⑤	150	11	7.3%	8
	0	11.	乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか	450	30	6.7%	6	513	33	6.4%	10	514	38	7.4%	Ø
	0	12.	特定の運転者に対して特別な指導を行っているか	316	60	19.0%	1	352	73	20.7%	1	366	53	14.5%	2
	0	13.	特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか	314	34	10.8%	2	355	68	19.2%	2	367	42	11.4%	4

1. 巡回指導の重点項目について(調査結果)③

公益社団法人 **宮城県トラック協会** MITAGI TRUCKING ASSOCIATION 適正化事業部

C. 車両管理等・労基法等・法定福利費・運輸安全マネジメント

	_			令和6年度			令和5年度			令和4年度					
区分	重点		調査項目	調査件数	「否」 件 数	「否」割 合 (%)	ワースト 10	調査件数	「否」 件 数	「否」割 合 (%)	ワースト 10	調査件数	「否」 件 数	「否」割 合 (%)	ワースト 10
Ⅳ.車両管理等		1.	整備管理規程が定められているか	423	0	0.0%		484	0	0.0%		483	0	0.0%	
	0	2.	備管理者が選任され、届出されているか		7	1.7%		483	2	0.4%		481	3	0.6%	
		3.	#管理者に所定の研修を受けさせているか		35	8.9%	3	438	66	15.1%	3	441	76	17.2%	1
		4.	日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか	451	6	1.3%		511	9	1.8%		512	7	1.4%	
	0	5.	定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか	451	22	4.9%	10	513	33	6.4%	10	513	34	6.6%	9
V.労基法等		1.	就業規則が制定され、届出されているか	319	4	1.3%		319	1	0.3%		396	0	0.0%	
		2.	36協定が締結され、届出されているか	413	9	2.2%		478	13	2.7%		479	9	1.9%	
		3.	労働時間、休日労働について違法性はないか(運転時間を除く)	416	1	0.2%		482	0	0.0%		474	0	0.0%	
	0	4.	所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか	451	30	6.7%	Ø	513	39	7.6%	9	514	25	4.9%	
VI.法定福利費		1.	労災保険・雇用保険に加入しているか	434	9	2.1%		502	2	0.4%		510	0	0.0%	
		2.	健康保険・厚生年金保険に加入しているか	444	9	2.0%		508	4	0.8%		512	0	0.0%	
Ⅷ.運輸安マネ		1.	運輸安全マネジメントの実施は適切か	416	15	3.6%		483	15	3.1%		474	9	1.9%	

(注) 〇は重点項目

ワースト1位:特別指導 ワースト2位:適性診断 ワースト3位:整管研修

ワースト4位:点呼の実施 ワースト5位:運管講習 ワースト6位:安全指導

ワースト7位:健康診断 ワースト8位:事業、実績報告 ワースト9位:過労防止

ワースト10位:定期点検 10



これからテストをします!

ある事業者に巡回指導で訪問した際の会話です。下線部が正しい場合はOを間違っている場合は×を付けてください。

設定

- ・最近ドライバー(45歳)を1名採用した。入社直前まで緑ナンバーのトラックドライバーをしていた。
- 66歳のドライバーが1名在籍している。

会話 1

指導員:最近、新しく雇用したドライバーが1名いらっしゃいますが、事故歴の把握はしていますか?

事業者:はい、(<u>A. 入社時に1年分の運転記録証明書</u>)を取得 しました。

1. 巡回指導の重点項目について (テスト) ②



会話2

指導員:それでは初任運転者に対する教育は実施していますか? また、初任診断は受診していますか?

事業者: 当社に入社する直前まで、(B. 緑ナンバーのドライバーをしていたので、必要が無いと思い教育は省略しました。) (C. 初任診断についても10年前に受診したが、直近まで緑ナンバーのドライバーをしていたので、今回受診していません。)

会話3

指導員:雇入れ時の健康診断は実施していますか。

事業者: (D. 入社日の5ヵ月前) に、前職で受診していたので、 その結果をもって雇入れ時の健康診断としていました。

1. 巡回指導の重点項目について(テスト)③



会話4

指導員:66歳のドライバーの方がいらっしゃるようですが、

適齢診断と結果に基づいた高齢者教育は実施していますか?

事業者:はい、(<u>E.66歳になったので</u>) 受診させました。教

育を実施しようと思っていましたが時間が取れなくて(<u>F. 受診</u>

<u>してから2ヶ月後に教育を実施しました。</u>)診断の結果を踏まえ、

加齢に伴う身体機能の変化に応じた安全な運転方法について自ら

が考えるように(G. 口頭で指導しました。)次は、(H. 70

<u>歳になった時</u>)に受診させようと考えています。

A () B () C () D ()

E() F() G() H()

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)

▶ 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)は、トラックなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性を踏まえ、すべての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間(始業から終業までの時間(休憩時間を含む))、休息期間(勤務と勤務の間の自由な時間)、運転時間等の基準を定めたもの。

制定の経緯

労働時間等の改善を定めた局長通達の策定(昭和42年)

- 長時間労働、交通事故の増加
- ・路面運送における労働時間及び休息期間に関する I L O条約採択

拘束時間、休息期間等の基準を定めた局長通達の策定(昭和54年)



中央労働基準審議会での関係労使の議論

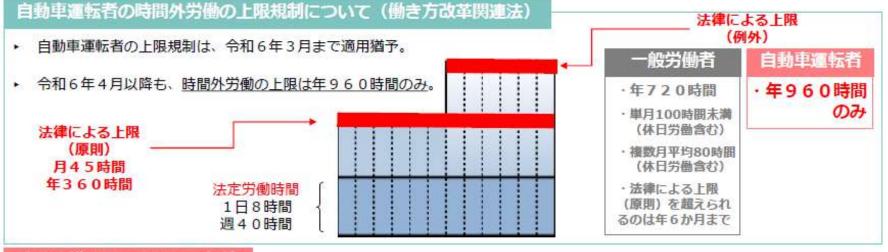
通達を大臣告示とすることで労使が合意し、 「改善基準告示」を策定(平成元年)

※告示制定以降、法廷労働時間が段階的に短縮し、週40時間制へ移行するに伴い、見直しが行われた。平成9年に改正されてからは、令和4年に至るまで、改正は行われなかった。

【参考】拘束時間と休息期間 拘束時間 拘束時間とは、労働時間、休憩時間その他の使用者に 作業時間 (運転·整備等) 拘束されている時間をいう。 労働時間 休息期間とは、使用者の拘束を受けない期間をいう。 08:00 21:00 手待ち時間 (荷待ち等) 休息期間 拘束時間 休息期間 休憩時間 00:00 24:00

自動車運転者の時間外労働の上限規制と改善基準告示の見直し

- ▶ 自動車運転者については、平成30年の働き方改革関連法により、今和6年4月1日から罰則付きの時間外労働の上限規制 (年960時間)が適用されること等から、公労使三者構成の労働政策審議会の下に専門委員会を設置し、改善基準告示見直しの議論を行った。
- ▶ 令和4年9月の取りまとめを踏まえて、同年12月23日に改善基準告示を改正し、令和6年4月から適用されている。



改善基準告示の見直しの経緯

令和元年11月 : 労働政策審議会労働条件分科会の下に、「自動車運転者労働時間等専門委員会」を設置

実態調査、疲労度調査、海外調査を実施

令和3年4月 : 同専門委員会の下に、「業態別(トラック、バス、ハイヤー・タクシー)作業部会」を設置

作業部会を複数回開催

令和4年3月:バス、ハイヤー・タクシー中間とりまとめ

令和4年9月27日 : 同専門委員会 取りまとめ (トラック、バス、ハイヤー・タクシー)

→ 同年10月11日 労働条件分科会に報告 同年11月29日 改正告示案要綱の諮問・答申

令和4年12月23日 : 改善基準告示 改正 荷主への「要請」、関係者への「周知」を実施

令和6年4月1日 : 年960時間の上限規制、改善基準告示 適用

15

脳・心臓疾患の労災認定基準

▶脳・心臓疾患の労働災害認定基準においては、<u>「発症前1ヶ月におおむね100時間または発症前2ヶ月間~6ヶ月間に</u> 1ヶ月あたり80時間を超える時間外労働が認められる場合」、業務と発症との関連性が強いと評価される。

長期間の過重業務の評価にあたり、労働時間と 労働時間以外の負荷要因を総合評価して労災認 定することを明確化しました

【改正前】

発症前1か月におおむね100時間または発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり80時間を超える時間外労働が認められる場合について業務と発症との関係が強いと評価できることを示していました。

【改正後】

上記の時間に至らなかった場合も、これに近い時間外労働を 行った場合には、「労働時間以外の負荷要因」の状況も十分に 考慮し、業務と発症との関係が強いと評価できることを明確に しました。

業務と発症 との関連が 強いと評価 労働時 間 発症前1か月間に100時間 または

2~6か月間平均で月80時間を超える時間外労働の水準には至らないがこれに近い時間外労働

+

一定の労働時間以外の負荷要因

2 長期間の過重業務、短期間の過重業務の労働時 間以外の負荷要因を見直しました

労働時間以外の負荷要因の見直しを行い、赤字の項目を新たに 追加しました。

追	加しました。					
		拘束時間の長い勤務				
		休日のない連続勤務				
労働	勤務時間の不規則性	勤務間インターバルが短い勤務 ※「勤務間インターバル」とは、終業 から次の勤務の始業までをいいます				
時間		不規則な勤務・交替制勤務・深 夜勤務				
以外	事業場外における	出張の多い業務				
かの負	移動を伴う業務	その他事業場外における移動を 伴う業務				
荷要	心理的負荷を伴う業務 務」の内容を拡充しました	※改正前の「精神的緊張を伴う業				
因	身体的負荷を伴う業務	5				
	作業環境	温度環境				
	※長期間の過重業務では付	SV TT				

騒音

加的に評価

16

2. 改善基準告示の改正について④



トラック運転者に適用される「改善基準告示」改正の概要① (1年、1か月の拘束時間)

	旧告示	改正後(令和6年4月1日~)
1年、1ヶ月の 拘束時間	1ヶ月:293時間	1年間: 3,300時間 1ヶ月: 284時間 ※ 労使協定があるときは、1年3,400時間を超えない 範囲で年6回まで1ヶ月310時間まで延長可 ※ 284時間超は連続3ヶ月までとし、時間外・休日労働 数が100時間未満となるよう努める

【1ヶ月あたりの拘束時間について】

法廷労働時間、労働した場合の1ヶ月あたりの拘束時間は 1年間の法廷労働時間:40時間 ×52週-2,080時間 1年間の休憩時間 : 1時間×5日×52週-260時間 (2,080時間-260時間)÷12ヶ月-195時間 3,300時間÷12ヶ月-275時間 275時間-195時間-80時間

※この計算は、事業所ごとの所定労働時間や休憩時間の違いや 月の数の違いを考慮していないため、あくまで「目安」である。



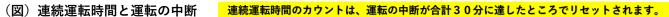
トラック運転者に適用される「改善基準告示」改正の概要② (1日の拘束時間、休息時間)

	旧告示	改正後(令和6年4月1日~)
1日の 拘束時間	原則:13時間 最大:16時間 ※15時間超は週2回迄	原則:13時間 (上限15時間、14時間超週2回までが目安) 【例外】 宿泊を伴う長距離輸送の場合(※)継続16時間までの延長可 ※1週間における運行すべて長距離貨物運送(一の運行の 走行距離が450km以上の貨物輸送)で、一の運行における 休息期間が住所地以外の場合におけるものである場合
1日の 休息時間	継続8時間	継続11時間を与えるよう努めることを基本 継続9時間を下回らない 【例外】 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合(※)、継続8時間以上 (週2回まで) 拘束時間16時間まで延長した場合、当該 の運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える



トラック運転者に適用される「改善基準告示」改正の概要③ (運転時間、連続運転時間)

	旧告示	改正後(令和6年4月1日~)
運転時間	2 日平均 9 時間 2 週平均 4 4 時間	現行とおり
連続運転時間	4 時間 ※運転の中断は、合計30分(1回10分)	4 時間以内 運転の中断時には、原則として休憩を与える (1回おおむね連続10分以上、合計30分以上) 【例外】 SA・PA等に駐車できず、やむを得ず4時間を超える場合 4時間30分まで延長可





2. 改善基準告示の改正について⑦

公益社団法人 『宮曜 宮城県トラック協会

適正化事業部

20

トラック運転者に適用される「改善基準告示」改正の概要④ (予期し得ない事象の取扱い)

- ・事故、故障、災害等、通常予期し得ない事象に遭遇し(ア〜エに掲げる場合に限る)、一定の遅延が生じた場合には、客観的な 記録が認められた場合に限り、1日の拘束時間、運転時間(2日平均)、連続運転時間の規制の運用に当たっては、その対応に 要した時間を除くことができることとする。ただし、勤務終了後は、通常とおりの休息時間(※)を与えるものとする。 (※)休息時間は、勤務終了後、継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、継続9時間を下回らないものとする。
 - 運転中に乗務している車両が予期せず故障した場合
 - イ 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航した場合
 - ウ 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖された場合、道路が渋滞した場合
 - エ 異常気象 (警報発生時)に遭遇し、運転中に正常な運行が困難になった場合
- ・運転日報上の記録に加え、客観的な記録(公的機関のHP情報等)は必要。



- 拘束時間 1.8時間 → 1.8時間 - 15時間(1日の拘束時間の基準を満たす)
 - (ただし、賃金支払いの対象とすべき労働時間は、18時間 休憩時間) 1.2時間 → 12時間
- 9時間(前後の日 n いずれかが 9時間以下なら基準を満たす 4 時間(連続運転時間(4時間以下)の基準を満たす) 連続運転時間

留意点

- ・予期し得ない事象に対応した時間について、1日の拘束時間、運転時間、連続運転時間の計算から除くことができるが、 1年・1ヶ月の拘束時間から除くことができない。なお、当該対応時間は該当しない限り労働時間として取り扱う必要がある。
- ・予期し得ない事象に対応した場合、勤務終了後は、通常とおりの休息時間を与える必要がある。

適正化事業部

トラック運転者に適用される「改善基準告示」改正の概要⑤ (分割休息特例・2人乗務特例・隔日勤務特例・フェリー特例)

	旧告示	改正後(令和6年4月1日~)
分割休息 特例	継続8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合 ・分割休息は1回4時間以上 ・休息期間の合計は、10時間以上 ・一定期間(2か月程度)における勤務回数の 2分の1が限度	継続9時間以上の休息期間を与えることが困難な場合 ・分割休息は1回3時間以上 ・休息期間の合計は、 2分割:10時間以上、3分割:12時間以上 ・3分割が連続しないよう努める ・一定期間(1か月程度)における勤務回数の 2分の1が限度
2 人乗務 特例	車両内に身体を伸ばして休息できる設備がある場合、 拘束時間を20時間まで延長し、 休息期間を4時間まで短縮可	現行の内容に次の例外を追加 【例外】設備(車両内ベッド)が※の要件を満たす場合、 次のとおり、拘束時間をさらに延長可 ・拘束時間を24時間まで延長可 (ただし、運行終了後、継続11時間以上の休息期間 を与えることが必要) ・さらに、8時間以上の仮眠時間を与える場合、 拘束時間を28時間まで延長可 ※ 車両内ベッドが、長さ198cm以上、かつ、幅80cm以上の連続した 平面であり、かつ、クッション材等により走行中の路面等からの衝撃 が緩和されるものであること。
隔日勤務 特例	2暦日の拘束時間は21時間 休息期間は 継続20時間以上 【例外】仮眠施設で夜間4時間以上の仮眠を与える場合、 拘束24時間まで延長可(2週間に3回まで)	株式銀行 株式程行 株式程行
フェリー 特例	・フェリー乗船時間は、原則として休息期間(減算後の 休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻まで の間の時間の2分の1を下回ってはならない。) ・フェリー乗船時間が8時間を超える場合、原則として フェリー下船時刻から次の勤務が開始される。	現行とおり 18:00 22:00 1:00 8:00 8:00 8:00 8:00 8:00 8:00 8

3. 自動車運送事業者に対する行政処分基準の一部改正について

公益社団法人 **喧嘩 宮城県トラック協会**

適正化事業部

令和6年9月改正 10月施行

酒酔い・酒気帯び運転に係る行政処分基準の強化

トラック、バス、タクシー

● 酒酔い・酒気帯び運行が確認された場合、現行の酒酔い・酒気帯び運行の業務に加え、新たに指導監督義 務と点呼実施義務について違反行為を設ける(それぞれの違反行為について加算)※1、2

違反行為	処分内容			
 酒酔い・酒気帯び運行の業務 現 行	初違反	100日車		
が、何xいがい度行の未効・気・行	再違反	200日車		
 飲酒運転防止に係る指導監督が未実施 <mark>新 設</mark>	初違反	100日車		
<u> </u>	再違反	200日車		
 飲酒運転防止に係る点呼が未実施 <mark>新 設</mark>	<u>初違反</u>	100日車		
<u> </u>	再違反	200日車		

- ※1 指導監督・点呼実施について、明らかに実施されていることを指導・点呼記録により事業者が証明した場合は処分対象外
- ※2 現行と同様、処分日車数による行政処分に加え、最長14日間の事業の事業停止処分を付加

処分量定の引き上げ(違反件数に比例した処分の導入)

トラックのみ

		, , , , , ,	`				
未遵守件数	処分内容						
	初違反		再違反				
5件以下	<u> </u>	(変更な し)	10日車	(変更な し)			

● 勤務時間等基準告示の遵守違反※3

● 点呼の実施違反※3

未遵守件数	処分内容				
	初違反		再違反		
5件以下	警告	(変更な し)	10日車	(変更な し)	
6件以上 15件以下	現 行 10日車	改正後 2日車 <u>/</u>	現 行 20日車	<mark>改正後</mark> 4日車 <u>/</u>	
16件以上	現 行 20日車	<u>未遵守1件</u>	現 行 40日車	<u>未遵守1件</u>	
※3 現行と同	様、違反の様	態により、30日	間の事業の位	<u>阜止処分となる場</u>	合が

未実施件数	処分内容			
	初違反		再違反	
19件以下	<u>警</u> 凸	(変更な し)	10日車	(変更な し)
20件以上 49件以下	現 行 10日車	改正後 1日車 <u>/</u>	現 行 20日車	改正後 2日車 <u>/</u>
50件以上 最大100件 がある。	現 行 20日車	<u>未実施1件</u>	現 行 40日車	<u>未実施1件</u> 2 2

3. 営業所間における運転者及び車両の移動の弾力化について

公益社団法人
EP 宮城県トラック協会
MYAGI TRUCKING ASSOCIATION
適正化事業部

背 景

今般の電子商取引の増大により、宅配に荷物の急激な増加、荷物の「小口・多頻度」化、繁忙期に限定されない突発的な運送需要の増大が生じていることで、貨物自動車運送事業者における車両・運転者の配置管理にこれまでより綿密な管理が必要となっている。

令和6年8月30日付

国土交通省・自動車局 貨物事業課長発出

運行管理・整備管理のDX化を前提とした運転者・車両の柔軟な運用を認める

▶一定期間(30日以内)に限って業務応援のため同一事業者の他の営業所に運転者又は事業用自動車の 移動を実施する場合には、運用方針に基づく条件を満たす場合において、増減車に係る事業計画の変更等 行政機関への届出が不要となる。

運用方針

- (1) 一定期間は30日以内とし、連続した本通達の運用は認めない。また1年間の適用上限は120日間
- (2) 同時に同一営業所から移動する運転者数及び車両数は、移動元営業所の選任運転者および配置車両の それぞれ5割を超えない。
- (3)移動元営業所から移動の運転者および移動車両に係る必要な情報が移動先営業所に共有されている事
- (4) 運行管理は原則移動元営業所で行うものとするが、移動先において<mark>補助(点呼等</mark>)を行うことができる
- (5) 整備管理は原則、移動元で行うものとするが、移動先営業所において<mark>補助(日常点検等)</mark>を行うことを認める。
- (6)移動車両の状況を容易に把握できるよう、移動期間および移動車両を特定する情報を関係する営業所に おいて<u>直近1年間保存</u>する。
- (7)上記に係る業務について、その対象営業所や運行管理及び整備管理の方法について、運行管理規定および整備管理規定に明確に定めること。また、移動運転者に関する運行管理の責任および移動車両に関する整備管理の責任は、移動元の営業所が負うものとする。 23

ICTの活用による運行管理業務の高度化

ICT:インターネットを活用した情報共有を実現する技術の総称

○ 対面での実施が原則であった点呼業務について、確実性を高めることで安全性を向上させるとともに労働生産性の向上を図るため、 ICTを活用可能とする制度の策定の検討に令和3年から着手。

点呼(対面点呼の原則)

運行管理者



運転者

運行管理者は、運転者の乗務前後において、酒気・疾病・疲労の確認、運行の安全確保の ために必要な指示等を行うための点呼を、原則対面で実施しなければならない。

対面点呼の様子

ICT活用による高度化

カメラ、モニター等の映像・音声 を中継する機器を介して、<u>遠隔で</u> 点呼を実施

<主な効果>

- 高度な点呼機器の使用による 確実性の向上
- ▶ 運転者・運行管理者の長時間 労働の是正
- ▶ 新型コロナウイルス等感染症の 予防



- ・ **| T 点呼**(車庫間) // 24時間可(一定条件)
- ・遠隔地 | T点呼 / 連続16時間 ※Gマーク無しでも導入可能(一定条件)
- ・遠隔点呼 Gマーク不要、時間制限無
- ・乗務後自動点呼 各要件あり
- 乗務前自動点呼 有識者監督・ワーキング グループ監視の元、先行実施 ※3月31日まで
 - ※共同点呼(受委託点呼)

4. 各種点呼の方法について②(| T点呼)

宮城県トラック協会

適正化事業部

国土交通省は「事業用自動車総合安全ブラン 2009」に基づき、輸送の安全を確保したうえで、運行管理の効率化を図るため、 | T点呼に係る要件を拡大しました。同一事業者で、下図のように各営業所 (A·B 営業所) が G マーク認定事業所の場合は、 「点呼機器」「点呼場所」「点呼時間」の要件が緩和され、"IT 点呼" がより利用しやすくなりました。

IT点呼を行う営業所



B 営業所 運転者

運行管理者・補助者

各営業所に設置したカメラお よびアルコール検知器によっ て、運行管理省が運転者の 疾病、疲労、飲酒などの状況 を随時確認し、運転者のアル コールの測定結果などを記 録・保存します。

C営業所

* C 営業所が、G マーク認定事業所でない場合は、従来どおりの「対面点呼」のみとなります。

改正のポイント

●点呼機器

設置型端末に加え、「携帯型端末」(テレビ電話機能) も使用可能になりました。

●点呼場所

営業所に加え、「車庫」でも実施可能になりました。

●点呼時間

これまでは深夜や早朝の関散時間帯で連続8時間 以内に限定されていましたが、改正後はGマーク営 業所間は「連続する16時間以内」(営業所・車庫間 は時間制限ない)まで実施可能になりました。

■ 厂機器によりアルコール検知も可能に

2011年5月から、「点呼時のアルコール検知器の使用」が義務付けられました。IT点呼では、IT機器とアルコール検知器を接続するシステムなどを採用することで対応が可能となります。

* 営業所には設置型端末が必要です。車庫の端末は設置型端末、携帯型端末どちらでも可能です

IT点呼の実施の報告には、次の書類等が必要です

●Gマーク事業者の認定証(車庫が帰属する営業所も)

B営業所

厂点呼時間

- ●IT点呼の使用構成図や機器カタログなどの資料添付
- ●所定の書式(IT点呼に係る報告書)に記載のうえ、管轄運輸支局へ報告

IT点呼の導入条件と点呼に実施範囲

IT点呼(優良認定)

【条件・要件】

- ・営業所を開設してから3年 が経過していること
- ・過去3年間で自らの責に帰する重大事故を発生させて いないこと
- ・適正化実施機関による巡回 指導の評価が直近でD・E以 外かつ点呼に関する指摘場 ない、または点呼に係る改 善報告を3ヶ月以内に提出 し改善を図っていること

【点呼実施可能範囲】

・A営業所〜A営業所の車庫

п点呼(Gマーク認定)

【条件・要件】

- ・申請資格を満たしている事
- ・評価基準を満たしている事
- ・認可申請・届出・報告事項を法に基づいて行っている
- ・社会保険等へ適正に加入し ていること

【点呼実施可能範囲】

- ・A営業所~A営業所の車庫
- ・A営業所の車庫~A営業所 の他の車庫
- ・A 営業所~B 営業所
- ・A営業所~B営業所の車庫

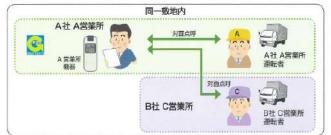
Gマーク事業者における点呼に係るその他のインセンティブ

● 2 地点間を定期的に運行する場合

《自社の他営業所の運行管理者・補助者との対面点呼が可能》



- 2 党業所とも G マークを取得 ●時間制限は1,(24 時間可能) ●点呼を撃縮する運行管理者が管理するアルコール倫知器を使用
- 同一敷地内に複数のグループ企業が所在する場合 (Gマークを取得している他社営業所の運行管理者・補助者との対面点呼が可能)



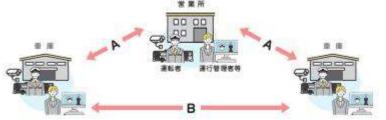
- 資本関係がある事業者の営業所 間に限る
- 点呼実施営業所はGマークの取得が必要
- 深夜・早朝などの開散時間帯連続8時間以内
- 点呼を実施する運行管理者が管理するアルコール検知器を使用

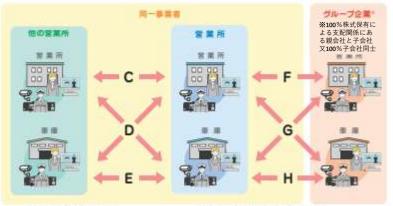
宇宙 宮城県トラック協会

適正化事業部

遠隔点呼が可能な範囲は?

遠隔点呼は、以下に掲げる営業所内又は営業所等間で実施することができます





- C:営業所と他の営業所間
- D: 営業所と他の営業所の車庫間
- E:営業所の重庫と他の営業所の車庫間
- F:営業所とグループ企業の営業所間
- G:営業所とグループ企業の営業所の車庫間
- H:営業所の車庫とグループ企業の営業所の車庫間

4月法改正による変更点

新定義:遠隔点呼運輸規則及び輸送安全規則の規定に基づき、事業者が 機器を用いて、遠隔地にいる運転者等に対して行う点呼をいう。

遠隔点呼の実施場所:運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動

車内、待合室、宿泊施設その他これに類する場所

※運転者が点呼を受ける場所としてあらかじめ定めた場所として記録するよう指 導されている。 (例) ○○県××市 (実施地点概要:車内他)

運行管理者の確認すべき情報について

遠隔点呼に必要な以下の情報が営業所等間で共有され、運行管理者等が確認できること

- 運転者台縄又は乗務局台橋の内容車両の整備状況

- 労働時間
- 運行に要する携行品過去の点呼記録

语言例/不適合例

- 情報がデータベース化されており運行管理者側に随時表示される
- 情報が共有フォルダ等に保存されており、運行管理者側からいつでも確認できる
- ×紙による共有、点呼前にメール等で共有

その他、以下の情報が確認できること

運転者の疾病、疲労、腫眠不足等の状況の平常時との比較

通信器

- 体温、睡眠時間等の平均値が表示され、今回点呼時の測定値と比較できる

運行に使用する車両の日常点検の結果

- 通告例
 - 日常点検表がPDFファイル等で電子化され、運行管理者側から確認できる
 - 運転者がカメラ越しに見せた日常点検表を運行管理者側から確認できる

運転者に伝達すべき事項

運転者が所属する営業所の連行管理者等が、運転者への伝達事項を事前に入力し、運行管理者が点呼時に確認できる。

点呼結果とその記録について

点呼結果及び機器故障内容が電磁的方法により記録されること

- 記録は1年間保持されること
- ・記録の修正及び消去ができないこと。又は修正された場合に修正前の情報が残り消去ができないこと
- ・機器・システムで保存された内部構造のまま、一括でCSV形式で出力できること

- ・下記点呼結果が運転者ごとに記載されていること
- ・遠隔点呼を実施する営業所等間で共有できること
- ・遠隔点呼実施者名・運転者名・点呼日時・点呼方法
- ・運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- ・運転者の酒帯びの状況に関する測定結果及び酒帯びの確認結果
- ・運転者の酒帯びの状況に関する測定時の静止画像又は動画 ・その他必要な事項
- ・運転者の疾病、疲労、睡眠不足の状況に関する確認結果 ・日常点検の確認結果 ・指示事項
- ・運行管理者等が乗務不可と判断した場合は、乗務不可と判断した理由及び代替措置の内容
- ・自動車、道路及び運行の状況 ・交替運転者に対する通告

・故障が発生した場合、故障発生日時及び故障内容が記載されている 🯖 🦒

4. 各種点呼の方法について④ (乗務後自動点呼)

公益社団法人

E 宮城県トラック協会 MIYAGI TRUCKING ASSOCIATION

"適正化事業部"

令和5年1月~:乗務後自動点呼運用開始

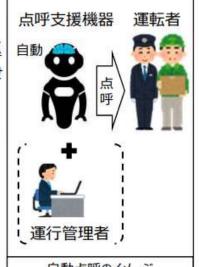
乗務後自動点呼

自動点呼機器(ロボット等)に<u>点</u>呼時の確認、指示項目を代替させ

て点呼を実施

<主な効果>

- ▶ 人的ミスの減少による点呼の 確実性の向上
- ▶ 運転者・運行管理者の長時間労働の是正
- ▶ 新型コロナウイルス等感染症の予防



自動点呼のイメージ

令和3年度:機器要件等のとりまとめ

令和5年1月~:乗務後自動点呼制度運用開始

運用上の遵守事項

1. 事業者、運行管理者等に係る遵守事項

- ① 事業者は、乗務後自動点呼の運用に関し必要な事項について、あらかじめ運行管理規程に明記するとともに、運転者、運行管理者等及びその他の関係者に周知すること。
- ② 事業者は、乗務後自動点呼に用いる機器を常時有効に保持すること。常時有効に保持とは、正常に動作し、故障がない状態で保持しておくことをいう。このため、機器の製作者が定めた取扱に基づき、適切に使用、管理及び保守するとともに、定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用しなければならない。
- ③ 事業者は、所定の場所以外で乗務後自動点呼が行われるのを防止するため、乗務後自動点呼に用いる機器を持ち出されないように措置を講じること。
- ④ 乗務後自動点呼の運用に伴う責任は事業者、運行管理者等が負うことから、機器の使用方法等について運転者、運行管理者等及びその他の関係者が適切に使用できるように教育体制を整備すること。
- (5) 連行管理者等は、各運転者の乗務後自動点呼の実施予定・実施結果を適切に確認し、点呼の未実施を防止すること。
- ⑥ 運行管理者等は、各運転者に必要な指示を適切に行うこと。
- (7) 運行管理者等は、各運転者に必要な指導を適切に行うこと。
- (8) 事業者は、運転者が携行品を確実に返却したことを確認できる体制を整備すること。

自動点呼機器の要件

1. 乗務後自動点呼に関する基本要件

- 運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果及び運転者が測定を行っている様子の静止画又は動画を、自動的に記録及び保存すること。
- ② 自動車、道路及び運行の状況、交替運転者に対する通告、その他の事項について、運転者が口頭で報告し、当該報告 内容を電磁的方法により記録すること。また、運転者が口頭で報告を行うにあたり、対話形式で報告を行う機能を備える ことが望ましい。
- ③ 運行管理者等が伝えるべき指示事項を、運転者毎に伝達する機能を備えること。
- (4) 連転者毎の点呼の実施予定・実施結果を、連行管理者等が確認できる機能を備えること。

2. なりすましの防止

- ① 事前に登録された運転者以外の者が点呼を受けられないように個人を確実に識別できる生体認証機能(顔認証、静脈認証、虹彩認証等)を有すること。
- ② 酒気帯びの状況に関する測定時には、点呼を受ける運転者以外の者が測定できないように個人を確実に識別できる生体認証機能(顔認証、静脈認証、虹彩認証等)を有すること。

3. 運行管理者の対応が必要となる際の警報・通知

- ① 運転者の酒気帯びが検知された場合には、運行管理者等が気付くように警報、通知を発した上で、点呼を完了させないこと。
- (2) 連転者毎に点呼を実施する予定時刻を設定することができ、予定時刻から一定時間を経過しても点呼が完了しない場合には、運行管理者等が気付くように警報、通知を発すること。
- 3 自己診断機能を備え、故障が発生した場合には故障個所、故障内容を表示するとともに、運行管理者等が気付くように 警報、通知を発した上で、当該故障が解消されるまで点呼を実施できないようにすること。

4. 点呼結果、機器故障時の記録

- 点呼を受けた運転者ごとに、次に掲げる点呼結果を電磁的方法により記録し、かつその記録を1年間保持できること。
 - (1) 当該点呼に責任を持つ運行管理者等の氏名及び点呼を受けた運転者の氏名
 - (2) 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
 - (3) 点呼日時
 - (4) 点呼方法
 - (5) アルコール検知器の測定結果及び酒気帯びの確認結果
 - (6) アルコール検知器の使用時の静止画又は動画
 - (7) 運転者が点呼を行っている様子の静止画又は動画
 - (8) 自動車、道路及び運行の状況
 - (9) 交替運転者に対する通告
 - (10) その他必要な事項
- ② 当該機器の故障が発生した際、故障発生日、時刻、故障内容を電磁的方法により記録し、その記録を1年間保持できること。
- 電磁的方法にて記録された点呼結果、機器の故障記録の修正ができないこと、又は修正をした場合であっても修正前の情報が残り消去できないこと。
- ④ 電磁的方法にて記録された点呼結果、機器の故障記録を出力できること。出力について機器・システムで保存された内部 形式のまま大量一括に、CSV形式の電磁的記録として出力できること。

公益社団法人 国際国内の関係を表現している。

MIYAGITRUCKING ASSOCIATION





受託者の権限の範囲

- ・受委託点呼実施者は、乗務前に係る受委託点呼において、運転者の状況、アルコール検知器による検知結果等から、当該運転者に運行を認めるべきではないと判断した場合は、当該運転者にその旨及び理由を説明した上で、速やかに、委託者に連絡しなければならない。
- ・受託点呼実施者は、乗務前に係る受委託点呼において、法令違反を発見した場合は、受委託点 呼を中止し、受委託点呼を受けている運転者に中止した旨及び理由を説明した上で、速やかに、 委託者に連絡しなければならない。
- ・委託者は、受委託点呼実施者から連絡があった場合において、法令違反がある場合は、委託者 はその是正措置を講じた上で、委託営業所の運行管理者が点呼を行い、運行の可否を判断しなけ ればならない。

□受託営業所の要件

・Gマーク営業所であること。

□委託営業所の要件

・Gマークを取得している。もしくは認可から3年以上経過しており、申請日前3年間及び申請日以降に第一当時者となる重大事故を起こしていないこと。かつ点呼の実施違反に係る行政処分を受けていないこと。

□実施場所の要件

・受託点呼の実施場所は、受託<mark>営業所</mark>又は受託営業所の車庫とし 委託を受ける委託営業所の車庫との距離が5km以内であること。

□時間と受託営業所で可能な実施割合

・受託営業所で実施の点呼は、一営業日のうち連続16時間以内 とし、委託営業所の運行管理者による点呼は、総点呼回数の3分 の1以上でなけれなならない。

□実施2ヶ月前までに運輸支局に申請すること。

□運行管理規定に明記すること。



事業用自動車、道路・運行状況の報告

による運行の可否決定を報告

日常点検結果及び委託者の整備管理者

乗務後点呼

法令違反を発見した場合、委託者に連絡

4. 各種点呼の方法について⑥ (参考)

点呼種別	実施	返 一 被実施	条件等(ポイントのみ)	共通
IT点呼	実施営業所(Gマーク)	他営業所・他営業所運転手 他営業所車庫 他営業所運転手 (Gマーク)	「対面点呼」と同等 連続16時間 所属営業所の運行管理者による点呼は 1/3以上	運輸支局への届 出必須 運行管理規定に
I T点呼 (車庫間)	実施営業所 (Gマーク) (優良認定事業者)	所属営業所車庫で所属運転者 (Gマーク) (優良認定事業者)	「対面点呼」と同等 2 4 時間可 所属営業所の運行管理者による点呼は 1/3 以上	明記
遠隔地ⅠT点呼	実施営業所 (Gマーク)	他営業所運転者	Gマーク(他営業所: Gマーク) 運転者所属営業所補助者との 「電話その他点呼」と同等 連続16時間 所属営業所の運行管理者による点呼は 1/3以上	
遠隔点呼	実施営業所 営業所車庫	当該営業所車庫 他営業所 他営業所車庫 グループ企業営業所車庫 【法改正】 運転者等が従事する運行の業務に係る事業 用自動車内、待合所、宿泊施設その他これ らに類する場所	Gマーク不要 「対面点呼」扱い 時間制限なし	
乗務後自動点呼		乗務後に限定し機器を用いて実施	Gマーク不要 「対面点呼」と同等 定められた要件を満たす機器を使用する	2 9

- ■この1年間、荷主等の違反原因行為の是正のため、本省Gメンを中心に働きかけ等の811件※の是正指導を実施(勧告2件、要請174件、働きかけ635件) ※R6.6.30現在
- ■令和6年6月 地方運輸局及び運輸支局に是正指導の判断を委任し、さらなる活動強化を図っている

Gメン(国)

Gメン調査員

運輸支局及び地方実施機関で業務内容・進め方のすり合わせ

トラック事業者からの情報収集

① 目安箱情報

是正指導の実施

国

収集した情報

② 電話・訪問調査

荷主・元請事業者等への調査等

- 1 荷主調査、現場確認
- ② 周知·協力要請

連携·役 割分担

等

トラック事業者からの情報収集

- ① 巡回指導時
- ② 電話・訪問調査

同行

ノウハウ の吸収

荷主・元請事業者等への調査等

- ① 荷主調査、現場確認
- ② 周知・協力要請

違反原因行為

長時間の荷待ち

運賃・料金の不当 な据え置き

異常気象時の運送 依頼

契約ない附帯業務

過積載の指示容認

無理な運送依頼

国の研修にGメン調査員も参加

段階的にGメン調査員の業務を拡充

※R6.11.1~トラック物流Gメンに改組

5. その他(貨物軽自動車運送事業の安全対策強化について)

◎ 宮城県トラック協会

適正化事業部

国土交通省

Press Release

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和6年10月1日 物流・自動車局 安全政策課

貨物軽自動車運送事業における安全対策を強化するための制度改正を行いました

貨物軽自動車運送事業における安全対策を強化するため、自動車事故報告規則等の一部を改正する省令等が本日公布されました。

1. 背景

近年、EC(電子商取引)市場規模の拡大により宅配便の取扱個数が増加しており、物流センターや小売店を介して消費者に荷物を運ぶ手段として、軽自動車による運送需要が拡大している一方、平成28年から令和4年にかけて、保有台数1万台当たりの事業用軽自動車の死亡・重傷事故件数は、約5割増加している状況です。

2. 新制度の概要

(1) 貨物軽自動車安全管理者の選任と講習受講の義務付け

貨物軽自動車運送事業者 (バイク便事業者は除く) に対して、営業所ごとに「貨物軽自動車 安全管理者」を選任し、講習の受講を義務付けるほか、当該選任時には運輸支局等を通じて国 土交通大臣への届出を行うことを義務付けます。

(2) 業務記録の作成・保存の義務付け

貨物軽自動車運送事業者 (バイク便事業者は除く) に対して、毎日の業務開始・終了地点や 業務に従事した距離等の記録の作成及び1年間の保存を義務付けます。

(3) 事故記録の作成・保存の義務付け

貨物軽自動車運送事業者に対して、事故が発生した場合、その概要や原因、再発防止対策等 の記録の作成及びこれらの記録の3年間の保存を義務付けます。

(4) 国土交通大臣への事故報告の義務付け

貨物軽自動車運送事業者に対して、死傷者を生じた事故等、一定規模以上の事故について、 運輸支局等を通じて国土交通大臣への報告を義務付けます。

(5) 特定の運転者への指導・監督及び適性診断の義務付け

貨物軽自動車運送事業者 (バイク便事業者は除く) に対して、特定の運転者 (※) への特別 な指導及び適性診断の受診を義務付けるとともに、運転者の氏名、当該運転者に対する指導及

び当該運転者の適性診断の受診状況等を記載した貨物軽自動車運転者等台帳を作成し、営業所に備え置くことを義務付けます。

- (※) 事故惹起運転者、初任運転者、高岭運転者
- 安全対策に係るリーフレットや質問集を下記のページで公表しています。また、規制への対応方法をまとめた動画や各種記録の様式例等も下記のページで順次公表していく予定です。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000172.html

- 本制度改正に係る問い合わせ窓口を設置します。ご不明点につきましては、下記までお問い合わせください。なお、電話は混み合う場合がありますので、極力メールにてお問い合わせください。
 - · 電話番号: 050-3666-8021 (平日9:00~17:00)
 - ・メール: info@kamotsu-k.co. jp
 - ※ 上記の窓口は令和7年3月31日まで設置予定です。来年度につきましても問い合わせ窓口を設置 予定です。

3. スケジュール

公布: 令和6年10月1日

施行: 令和6年11月1日 (講習機関に係る登録関係)

令和7年4月(予定)(貨物軽自動車運送事業者に対する規制関係)

<u>経過措置</u>: 既存の貨物軽自動車運送事業者に対する規制については、以下の猶予期間を設けます。

- 〇貨物軽自動車安全管理者の選任:施行後2年
- ○特定の運転者への特別な指導及び適性診断の受診:施行後3年

【お問合せ先】

物流・自動車局 安全政策課 宮坂・加山・荻島 電話番号(代表) 03-5253-8111 (内線 41615)

(直通) 03-5253-8565

適正化事業部

Gマーク申請方法の変更点 (2023年から変更)

2025年度の申請方法

- ・これまでの窓口への持ち込み申請からパソコンを通じて行う、Web 申請に変更になっております。
- ・申請方式のうち「更新D方式 | は廃止されております。

新規・更新A・C方式の申請

・新規・更新A・C方式は、従来とおり、評価項目Ⅲ「安全性に対する 取り組みの積極性」を挙証する資料が必要なため、原則として窓口 での手続きが必要となります。

更新B・E方式の申請

・更新B・E方式については、Web申請システムへ申請情報入力を行い 申請期間(7月上旬)に申請ボタンを押すことで申請が完了します。

評価項目I について

「安全性に対する法令の遵守状況」の配点が一部変更されています。

評価項目Ⅱ について

・自動車事故報告書について、Web申請内でアップロードできるように なりました。

評価項目皿 について

- ・「安全性に対する取組の積極性」の自認項目が11項目から4グループ 17項目に変更されております。
- ・各自認項目グループにおいて、すべての項目に得点していることが 必要となっております。
- ・取り組みを証明する添付資料の提出が必要となっております。

Gマークの事業所申請から認定までの流れ



安全性評価委員会

評価項目

次の3項目を点数化し評価

- 安全性に対する (配点40点)
- ・地方実施機関の巡回指導結果
- (基準点数32点)・運輸安全マネジメント取組状況
- (配点40点) ② 事故や違反の状況
- (基準点数21点) ・重大事故・行政処分の状況
- 安全性に対する 取組の積極性
- (配点20点) (基進点数12点)※
- 安全対策会議の実施、運転者の 教育などの取組の自己申告事項

※別途、各自認項目グループごとに基準点数があります。

認定要件

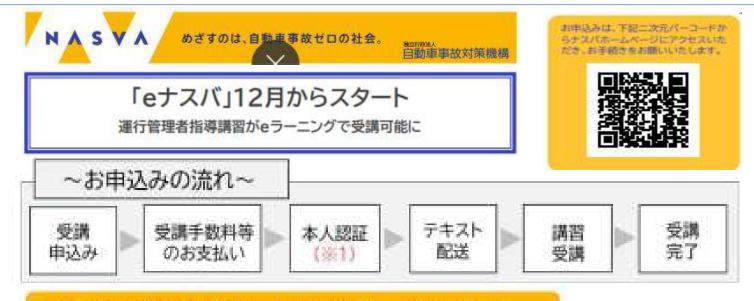
- 1) 上記①~③の評価点数の合計点が80点以上
- 2) 上記①~③の各評価項目において上記の基準点数以上
- 3) 上記③の各自認項目グループにおいて、すべてのグループで得点していること
- 4) 法に基づく認可申請、届出、報告事項が適正になされていること
- 5) 社会保険等の加入が適正になされていること

認定・公表

5. その他 (運行管理者講習の「e-ラーニング」での受講について)

公益社団法人 国家 宮城県トラック協会 MYAGI TRUCKING ASSOCIATION

適正化事業部



eナスパの魅力 受講者の皆さまの利便性が大幅にアップします!

1. どこでも、くりかえし受講可能

自宅や職場など、インターネット接続があればどこでも受講できます。さらに、受講期間内であれば 確認したい講義をくりかえし受講可能です。

2. 自由なスケジュール ※1

受講剛間内であれば、好きな時間に受講可能です。忙しい日常にも柔軟に対応できます。

3. 移動時間の節約

講習会場への移動が不要なので、時間を有効に使えます。

4. 簡単なキャッシュレス決済 ※2

受講料はクレジットカードやペイジーによる事前決済なので、手続きがスムーズです。

5. 領収書や修了証明書も「eナスパ」から出力

領収書や修了証明書はご自身でマイベージから出力できます。

本日の講習会について アンケートにご協力ください。



QRコードをスマートフォンで読み取ってください。

※本日の講習会資料は、宮城県トラック協会ホームページにPDFデータを 掲載しておりますので、必要な方はダウンロードしてください。

宮城県トラック協会HP「適正化情報・Gマーク」

https://www.miyatokyo.or.jp/wp/wpcontent/themes/blanksla te/teki/

5. その他(テストの回答と解説)



テストの回答です!(^^)/

 $A \rightarrow x$

当該事業者で初めてトラックに乗車する前に、<mark>過去3年間以上</mark>の事故歴を把握すること。

 $B \rightarrow O$

当該事業者で初めてトラックに乗車する前から、過去3年間で他の事業者で<u>緑ナンバー</u> <u>のドライバー</u>として常時選任されていた場合は省略可能。

 $C \rightarrow x$

当該事業者で初めてトラックに乗車する前から、過去3年以内に受診した事がない場合は受診すること。(教育と違って受診が必要となる事が多い。)

※初任運転者教育と初任診断は間違いやすいので注意が必要!

 $D \rightarrow x$

入社時から過去3ヶ月以内に健康診断を受診していれば、診断結果を使用できます。

 $E \rightarrow x$

65歳になったら、66歳になるまでに受診すること。

 $F \rightarrow x$

適齢診断の結果が判明した後1カ月以内に実施すること。

 $G \rightarrow x$

指導を行ったら必ず記録を残しておくこと。

 $H \rightarrow \times$

受診後は、3年以内ごとに1回受診させること。

適正化事業部

初任運転者への対応



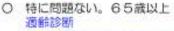
運転者を新たに雇い入れた場合は、 まず運転記録証明書を取得しましょう。

(少なくとも過去3年間の記録)

運転記録証明書の結果等を持って該当する以下の適性診斷 を受診させましょう。

特に問題ない。65歳未満 初任診斷

※適性診断については、過去3年以内に初任診断を受診して いれば、その診断結果が使用できます。





事故等引き起こした者

特定診断 [又は特定診断][

→ 添乗指導を除く6時間の事故惹起者教育を行い 記録・保存しましょう。



過去3年以内にトラック運送会社(事業用トラック) 初任運転者教育を行いましょう。

※適齢・特定診断受診者で上記に該当する人は必要です。

- ◇ 改正された指導・監督指針の12項目を座学及び 実重を使用し指導
 - →15時間以上
- ◇ 実際に事業用トラックを運転させ、安全な運転方法 **を指導**
 - →20時間以上
- ◎ 含計35時間以上実施して、それらをちれなく記録・ 保存しましょう。



雇入れ時の健康診断を受診させましょう。

※ 以前の会社等で過去3ヶ月以内に健康診断を 受診していれば、その診断結果が使用できます。

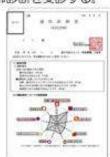


高齢運転者への対応

65歳になったら、66歳になるまでの間で適齢診断を受診する。







邊館診断の結果が判明した後、1ヶ月以内に特別な指導をおこなう。



社長、運行管理者等

指導を行ったら必ず記録を残しておく。





その後、3年以内ごとに1回受診させる。

受診したら、特別な指導を行う。

その記録をちゃんと保管する。





運転者台帳に 転記するとともに 運転者台帳又は 指導教育記録に 綴じる。

防ごう大型車の車輪脱落事



おとさぬ









遺 正なトルクレンタによる 現金トルテの締め付け、 タイヤ交換後の増し締めの言様、





ディスケルイナル取付面 あるためサット会かり面。 ハブの軟件番、ホイールボルト アットの嫌のごと、血力 変 親なども取り換きます。





おく一ルボルト、ナットのあい何と、 ナットとワッシャーもすき借にエンジンオイル ない確定の環境法を薄く置称し、 回転させて油をなじませてください。





運行用お精に脱落か多い 在接輪を中の175、ボルト、サット8 日で来て冬で触るなどして美婦します。



◎<まみね玉房

タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる

タイヤ交換作業にあたっては、「車載の「取扱説明書」」や「本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ着つのボイント」」。 『下記の「その他、ホイールナット締め付け等の注意点」]などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

ホネイールナットの首め付けは、必ず「就差の着付けトルク」で行ってください。 *ホイール保付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい 個り扱い方法をご確認いただき、適信なタイヤ交換を集の実施をお除いします。



ホイールナットの締め付け不足。アルミカイール・ ステールネイールの報り添いとス (前編を付け、商品の前編を)

その他、ホイールナット締め付け時の注意点

ホイールボルト、ナットの 潤滑について

烙口方式

ホイールボルト、ナットのねじ 部と、ナットとワッシャーとの すき間にエンジンオイルなど 指定の潤滑剤を薄く塗布し、 回転させて油をなじませ ます。ワッシャーがスムーズに 回転するか点接し、スムーズ に回転しない場合はナットを 交換してください。ナットの ットとワッシャ 便商(ディスクホイールとの) との時間への注油も 当たり面)には通布しないで 受用すだり

ディスクホイール、ハブ、ホイール ボルト、ナットの清掃について

ディスクホイール取付面。 ホイールチット当たり薬、ハブ 取付面(ISO方式では、ハブ のはめ合い離も)、ホイール ボルト、ナットの錆やゴミ、泥。 造加速装などを取り付きます。







ホイール締付け方式

ホイールの銀付け方式には、球面座で線め付けるJIS方式と、平面座で線め付けるISD方式があります。 また「排出ガス規制・ボスト新長期規制適合」大型車から、左右軸・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

ISO方式(8穴、10穴)

おイールサイスと ボルト本数(PCD)

カイールナット

見用ソケット

ダブルタイヤ

ください。

19.5インチ: 8本(PGDP75m) 22.54">F:10*(PCD335m)

M88 左右略:右右右(衛-190方式) 石輪 石切じ 左輪:左向じ(建業190万里)

平面症(ワッシャー付き)・1種類 33m(世来190万式の一部は32m)

一つのナットで共譲め

まくールのセンタリング 部分替え

カブインロー

アルミホイールの ボルト交換

見助グブルウイヤの













貨物自動車運送事業者の皆さまへ

積込先、配送先で困りごとありませんか。

選正化事業園査員が情報を集めています。

情 報 収 集 内 容 困りごと教えて下さい!



















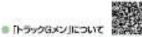






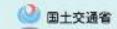
いただいた情報は、国土交通省トラックGメンに伝え荷主・元請事業者に対し て、「働きかけ」、「要請」を行い、是正・指導を行います(裏面スキーム図)。

国土交通省でも情報収集を行っております。



無質な荷主等に関する過剰窓口(日安領)







トラックGメンと適正化事業調査員の連携スキーム

適正化事業実施機関の適正化事業調査員

協物自動車運送職業者からの情報収集や、荷生・元編軍業者等の違反耳形行為と係る調査等を確定(2024年度から)

違反原因行為の情報を報告

国土交通省トラックGメンによる荷主等への監視体制の強化

トラック事業者へのブッシュ側の情報収集を開始し、 情報収集力を強化(2023年度から)

トラック法に基づく「働きかけ」「勧告・公表」制度の 銀行力を強化(2023年度から)

主等に対する是正・指導の実施

一荷士起因の違反原因行為の割合



17%	
	tribe mende

	計 献
和 告	2件(荷主1件、元第1件) 模要:王子マテリア(検)、ヤマト運輸(検)
W 14	175件(##1894,元韓81年,その他(皇帝)5年)

914件(街主611件,元牌281件,その他22件) 働きかけ

#田典元篇主交通番HPAD

国土交通省による働きかけを超機に改善が行われた例

基礎関の資物与無消

- ・入車混雑時間帯の分散や荷受け開始時間の前側し、仮難スペースの確保を実施
- 長時間の荷持ち状況が大幅に改業。(業存主が対応)
- 専用バースの確保、荷受・仕分割員の記載、発着時間の設定
- → 平均用在時間が「30分未満」まで大幅改善(元績確送事業者が対応)

- ・作職範囲、運送料金、作業財務調金をそれぞれ分けて契約を締結(元鴻運送車等者が対応)
- ◆適正取引における運費・料金の不当な振慢を
- ・燃料サーチャージ金額支払、トラッシュ比率分差引きを廃止(真得主事支者が対応)

●過機能遊送の要求

- 協力会社と顕整を置り、一部4トン車両か6大型車両へ変更 (元級運送事業者が対応)
- ・積荷重量を把握できる配車システムを模算 (元請選送事業者が対抗)